

栃木県議会災害対応計画 新旧対照表 (R8. 4. 1一部改正)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>4 情報収集・提供 (1) 栃木県議会災害対策本部の設置等 ア～イ (略)</p> <p>ウ 栃木県議会災害対策本部会議 本部長は、必要がある場合には、災害情報等の共有を図るために <u>栃木県議会災害対策本部会議 (以下「本部会議」という。)</u>を開催 することとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>会議開催方法の特例</u> <u>本部長は、構成員等が議事堂に登庁できない場合には、オンライン</u> <u>会議ツールを活用して本部会議及び緊急連絡会議を開催すること</u> <u>ができる。</u></p> <p>カ その他 議会災対本部に関する事務は、議会事務局が行う。その他、議会 災対本部に必要な事項は、別途議長が定める。</p> <p>(略)</p> <p>6 議員の行動 各議員は、下記の事項のとおり行動することを基本とする。 (1)～(2) (略) (3) 緊急連絡会議が招集された場合 <u>(オンライン会議ツールを活用し</u> <u>て会議を開催する場合を除く。)</u>は、構成員等は速やかに登庁す る。</p> <p>以下、略。</p>	<p>(略)</p> <p>4 情報収集・提供 (1) 栃木県議会災害対策本部の設置等 ア～イ (略)</p> <p>ウ 栃木県議会災害対策本部会議 本部長は、必要がある場合には、災害情報等の共有を図るために 栃木県議会災害対策本部会議 _____ を開催 することとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>オ その他 議会災対本部に関する事務は、議会事務局が行う。その他、議会 災対本部に必要な事項は、別途議長が定める。</p> <p>(略)</p> <p>6 議員の行動 各議員は、下記の事項のとおり行動することを基本とする。 (1)～(2) (略) (3) 緊急連絡会議が招集された場合 _____ _____ は、構成員等は速やかに登庁す る。</p> <p>以下、略。</p>